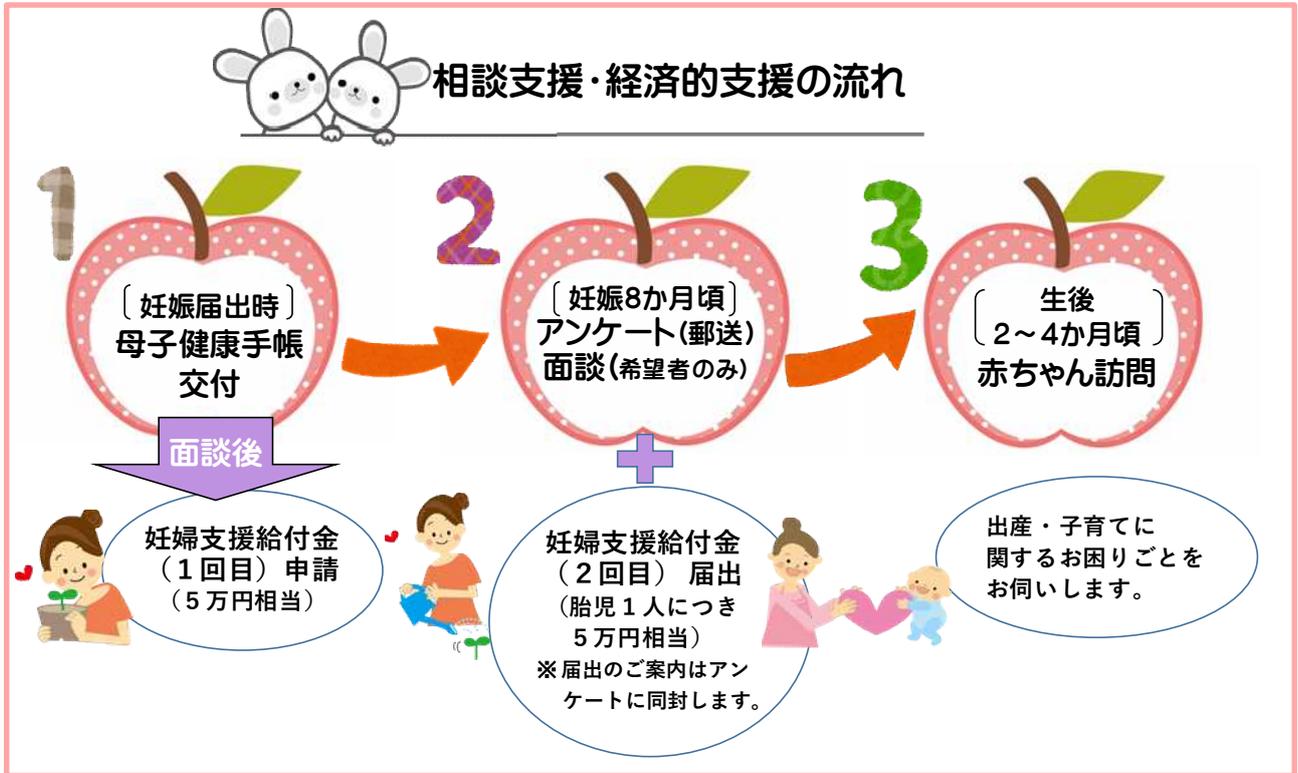


出産・子育て応援事業について



大村市では、すべての妊婦さんが安心して出産・子育てできる環境を目指し、妊娠届出時、出産前、出産後などに助産師や保健師等が定期的な面談等を通じて継続的な相談支援を行うとともに、経済的支援を実施します。



妊婦支援給付金について



申請者

『妊産婦さん』のみ

申請・届出のタイミング

- (1) 妊婦支援給付金(1回目)：妊娠届出時(妊婦給付認定申請)
※給付認定には、『産科医師による胎児心拍の確認』が必要となります。
- (2) 妊婦支援給付金(2回目)：妊娠8か月アンケート回答時(胎児の数の届出)
※妊娠32週(出産予定日の8週間前の日)以降から届出ができます。
※出産に至らなかった場合にも、給付金を受け取ることができますので、必ずご連絡ください。

給付金額

1回目に5万円、2回目に妊娠している子どもの数×5万円を給付します。
大村市の場合、以下(A)(B)いずれかの給付方法を選択いただけます。

→ (A) 現金を希望する場合：50,000円(口座振込)

→ (B) デジタル地域通貨「ゆでび」を希望する場合

50,000円分のゆでびコイン(最終利用日から1年後の日が属する月の末日まで有効)
+ 2,500円分のゆでびポイント(付与日から1年後の日が属する月の末日まで有効)



申請・届出方法

電子申請で受け付けます。申請・届出から給付までの目安は、約 1~2 カ月です。

二次元コードから、『妊婦給付認定申請』を選択して、必要項目に入力してください。

『胎児の数の届出』は妊娠 32 週(出産予定日の 8 週間前の日)以降、手続可能です。
→32 週未満で出産された場合は、出産後にお手続き可能です。

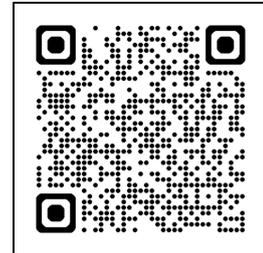
<お手続きに必要な情報>

(A) 現金希望の方

- 振込先の口座情報(預金通帳やキャッシュカード)
※ 妊産婦さんの口座に限ります。

(B) デジタル地域通貨「ゆでぴ」希望の方

- ゆでぴアカウントナンバー(数字 16 桁)
※ 必ず、ゆでぴアプリのマイページからコピーして貼り付けてください。



申請フォームはこちら

申請期限

権利の行使ができる時を起算日として、2年。起算日の例は以下のとおりです。

- ・ 妊婦給付認定申請については、医療機関で胎児心拍が確認された日
- ・ 胎児の数の届出については、出産予定日の8週間前の日
- ・ 妊娠が継続できず流産等をした場合は、当該流産等が医療機関において確認された日

留意事項

- 妊娠中の転出など、給付金の受取りが完了していない場合、転出先の自治体にて、再度、「妊婦給付認定申請」が必要です。転出先の自治体にお尋ねください。
- 本市で給付金の受取りが完了した方、または、他市町で給付金の受取りが完了している方は申請できません。

※給付金は、妊婦支援給付金だけでなく、出産・子育て応援給付金も含まれます。

*給付金に関するご不明な点は、下記お問い合わせ先まで、お気軽にご連絡ください。

*妊娠・出産・子育てに関する困りごとや不安なことの相談も受け付けています。

電話相談や家庭訪問はもちろん、ご希望に応じてオンライン面談も可能です。

【市ホームページ】



【お問い合わせ先】

大村市こども家庭課

(大村市こどもセンター内)

電話:0957-54-9100

開庁時間:平日 8 時 30 分~17 時 15 分